

令和3年4月8日

1年 会員 様

木津川市立木津南中学校 P T A  
会 長 堀川 佳子  
選挙管理委員長 和田 妙子

令和3年度学級役員選挙にともなう「辞退届」「立候補届」について

陽春の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素はP T Aの活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、学級役員選挙に先立ち、学級役員選挙に関するP T A規約・P T A選挙規則を下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1 P T A規約

##### 第2章 第21条（辞退権）

本部役員を1回経験した会員は、役員・委員を永年に辞退できるものとする。また、地域委員・学級役員を1回経験した会員は、翌年から2年間、役員・委員を辞退できるものとする。

#### 2 P T A選挙規則

##### 第5章第14条（学級役員）

各学級ごとに、3名の学級役員を選出する。学級役員については立候補を募り、定数に満たない場合は、会員名簿の中から通信投票により選出する。

#### 3 注意事項

(1) 上記文中の学級役員とは、学年、保体、文化人権、広報の各委員をいいます。

(2) **本校P T Aに入会される方において**、上記規定により、過去に本部役員・地域委員・学級役員の役職を経験され、この度の学級役員選挙を辞退される方は、4月13日(火)正午までに辞退届をご提出下さい。また、上記規定により、学級役員に立候補をされる方も、同期日で立候補届をご提出下さい。なお、選挙名簿作成の都合上、これ以降に提出されても受理できませんので、期日厳守でお願いします。

**令和3年度PTA学級役員辞退届**

令和3年4月 日

木津南中学校PTA  
会長 堀川 佳子 様

PTA規約第2章第21条（辞退権）により、令和3年度の学級役員を  
辞退します。

会員名 \_\_\_\_\_ (保護者自署でお願いします)

生徒氏名 \_\_\_\_\_ ( 年 組 )

	役 職	役員時のお子様の学年・氏名
年度	本部役員( )	
令和元年度		
令和2年度		

----- キ リ ト リ -----

**令和3年度PTA学級役員立候補届**

令和3年4月 日

木津南中学校PTA  
会長 堀川 佳子 様

PTA選挙規則第5章第14条（学級役員）により、令和3年度 の学  
級役員に立候補します。

会員名 \_\_\_\_\_ (保護者自署でお願いします)

生徒氏名 \_\_\_\_\_ ( 年 組 )